

令和6年度取組評価シート(第3期北谷町障がい児福祉計画)

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

成果目標(P)	・児童発達支援センター(以下「センター」)は、身近な地域における通所支援機能だけでなく、施設の有する機能を活かし、地域の障がいのあるこどもやその家族への相談、障がいのあるこどもを預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、「地域の中核的な療育支援施設」の位置づけとなっています。 ・センターの設置により、重層的な支援体制の構築及び地域における中核的な支援施設としての効果が期待でき、障がいのあるこどもの支援体制の強化につながります。 ・本町では町民の必要性や利便性を考慮し、令和8年度末までに町単独で設置することを目指します。設置にあたっては、育ちの支援センター「いっぽ」、母子包括支援センター等といった既存の町内資源との役割分担や機能の統合など、さまざまな方向性を関係機関と協議しながら、具体的な検討を進めていきます。				
成果指標(D)	項目	令和5年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
	児童発達支援センターの設置	未設置	未設置		1か所設置
評価(C)	読谷村、嘉手納町、社会福祉法人と連携し、シンポジウムを実施し、児童発達支援の現状と課題を地域住民や関係者と共有した。				
今後の取組(A)	児童発達支援センター設置の町方針を決定するために、関係部署と協議する。				

2 保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

成果目標 (P)	本町では、令和5年度までに「保育所等訪問支援を利用できる体制」を構築しています。第3期計画においては、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業(巡回支援専門員整備)等を活用しながら、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携・協力し、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指します。				
成果指標 (D)	項目	令和5年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
	保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	未構築	未構築		構築済
評価 (C)	読谷村、嘉手納町、社会福祉法人と連携し、シンポジウムを実施し、児童発達支援の現状と課題を地域住民や関係者と共有した。				
今後の取組 (A)	現行の保育所等訪問支援を利用できる体制を維持するとともに、児童発達支援センター設置に合わせて、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。				

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標 (P)	令和5年度までに中部圏域内で11か所の事業所を確保しています。今後もサービス供給体制の維持に努めます。				
成果指標 (D)	項目	令和5年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済 (圏域確保)			
評価 (C)	・中部圏域内に11事業所確保している。 ・読谷村、嘉手納町、社会福祉法人と連携し、シンポジウムを実施し、児童発達支援の現状と課題を地域住民や関係者と共有した。				
今後の取組 (A)	現行の保育所等訪問支援を利用できる体制を維持するとともに、児童発達支援センター設置に合わせて、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。				

4 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

成果目標 (P)	・本町では、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を平成30年度に設置し、医療的ケア児の実態や支援方法について協議及び情報共有しています(北谷町地域自立支援推進協議会こども支援部会)。 ・医療的ケア児等に関するコーディネーターも令和4年度より4名配置しており、各関係機関における医療的ケア児等の実情や課題を踏まえた上で、関係分野の支援の調整に取り組んでいきます。				
成果指標 (D)	項目	令和5年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済			
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	8人		10人
評価 (C)	・周産期医療機関と連携し、医療的ケアが必要になる可能性のある児を早期に把握できた。また、必要時保健師による訪問を行い、保護者の不安や育児負担感の把握をし、関係部署との連携を図ることができた。 ・担当課連絡会を開催し、医療的ケア児の実態や支援方法について情報共有することができた。 ・医療的ケア児の災害時の電源確保について、協議することができた。				
今後の取組 (A)	・医療的ケアの必要なこどもが支援が受けられるよう関係機関で連携し、情報を共有し支援体制の検討を継続して行う。 ・災害時の電源確保として非常用電源購入費助成事業を実施する。				